

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

〔五十八番 藤倉知格君登壇〕

○五十八番（藤倉知格君） 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場をめぐる六月定例議会の一般質問でその基本的な課題や問題点等を指摘いたしました。特に処分場候補地エリア及び想定されるアクセスが近年の台風をはじめ、過去幾度も洪水被害の常襲地帯であること、候補地の選定経過の確認項目に洪水被害等の自然災害に伴うリスク要件が明記されていないことなどを指摘しました。これに対する環境生活部長答弁は、第一次選考の段階で現地確認や過去の災害情報を基に、災害危険区域等を除外したとして極めてビジネスライクにかつ淡々と答弁していました。しかし、令和元年東日本台風では候補地周辺が広範囲に内水氾濫を引き起こし、候補地への経路に想定されている町道で水没した乗用車に救援ボートが出動する光景を目の当たりにしました。自然災害によるリアルタイムの被害状況や、災害と対峙し不安と向き合う住民感情をしんじやくする姿勢や対応が欠かせないと思っておりますが、これらのことについて、改めて県の認識を伺っておきます。

更に、水害に伴う道路網の寸断で候補地周辺の県道、町道が長期間通行不能となるケースが増加している実態に加え、当該エリアの県道塩釜吉岡線及び大和松島線が仙台北部中核工業団地方面への通勤時間帯における交通渋滞の現状、バイパスを含む新たな取付け道路等の検討をはじめ、道路機能の拡充強化策を求めました。土木部長からは当該県道の右折レーンの増設と県道仙台三本木線の四車線化及び県道塩釜吉岡線のバイパスルートの検討について言及がありました。しかし、当該県道の北目大崎交差点、丁字路からのバイパス構想は、周辺の交通渋滞の部分的緩和に効果的な反面、一方、丁字路までの交通量の集中的増加と更なる渋滞を引き起こす懸念が指摘されており、まずは、塩釜吉岡線の既存路線の本格的改良・整備が不可欠であります。その前提条件がクリアされる必要があると考えています。このことについて改めて県の認識を伺っておきます。

現在、クリーンプラザみやぎへの搬入車両台数は、令和元年度で日平均百二十五台、年間搬入台数二万九千五百五十五台となっており、新たな処分場の場合でも現在と同程度と想定されています。しかし、新たな処分場候補地周辺は国内有数の採石場、いわゆる砂取場が複数自治体にまたがり、広範囲に点在しており、採石場数及び大型ダンプ通

過台数は、本年三月時点の調査によると、県道三号にかかる採石場は九か所、日平均の通過ダンプ数四百九十二台、県道四十号にかかる採石場は十か所で、通過ダンプ数五百二十三台。県道九号にかかる採石場は九か所で、通過ダンプ数は百六十二台となっており、県内はもとより全国的にもあまり類例を見ない大型積載車両が激走する集中地帯となっており、通常の交通渋滞に加え、候補地エリアを頻繁に走行する大型車両の存在は、関係地域住民にとってはほとんど脅威に近いものがあります。このような現状と実態にあることに関する県の認識を伺っておきます。現在の処分場の跡地利用の一つとして、先般、高台の絶景に位置する埋立地において、森をつくる植樹会が当該地域住民を中心に開催されました。ちなみに昭和五十三年、公社と大和町が交わした廃棄物処理場の環境保全に関する協定書には、埋立て後の用地には速やかに芝、樹木等の植栽を行い、環境の整備に努めると明記されており、今回の植樹会は甚だ遅きに失した感を否めません。跡地利用については、今後、可及的速やかに本格的かつ具体の検討が進められ、関係住民に提示する必要があります。現在の処分場は埋立て開始から四十三年目を迎え、更に埋立て終了後は公社が五十年間管理することとなっており、都合、何とほぼ百年のオーダーで負担を強いることになります。それだけに跡地利用についてはかつて公社が策定したネイチャーランド構想のような実現不可能な夢物語ではなく、また、公社に対する県からの助言のレベルでもなく、県が主体となった裏づけのある構想を打ち出すべきだと考えています。県の産廃処分場の在り方及び跡地利用に臨む本気度が問われていますが、県の認識と具体の対応を伺います。

さて、昭和五十三年の協定書には埋立て開始から終了までの期間に関する項目も明記もないまま二十年という年数が想定され、それが暗黙の了解事項になっていたようですが、結果としてなし崩しの四十二年という歳月を刻んできました。新処分場をめぐる住民説明会でもまたぞろ二十年という数字が飛び出し、不信感を増幅しています。住民説明会の場で埋立ての期間延長や処分場隣接地等へのなし崩しの拡張等についての懸念や不安を取り除くため、この際明確な説明を行うとともに、仮に今後新たに交わす協定書には年数を明記するなどの配慮が欠かせません。県として踏み込んだ対応が必要だと思います、いかがでしょうか。

大和町鶴巣地区に二か所目となる処分場整備は地元住民感情として不快なことで

あり、大きな負担としてのしかかっていることを真摯にかつ深刻に受け止めなければなりません。そのことは、産業廃棄物最終処分場候補地選定委員会の場において、委員から、同じ地区となる負担感は大きい、との指摘も出されていたことです。処分場を整備する上で地理的条件等は外せない要素であるように、それと同じレベルであるいはそれ以上に地域住民のプライドや負担感も十分考慮すべきです。その上で、県を挙げて当該地域に貢献する姿勢がなければ、到底理解と納得は得られません。住民説明会でも指摘されているアクセスとして想定される町道及び関連する県道整備、深刻な水害対策、風評被害を懸念する農業者の声に県としてどう応えていくのかが厳しく問われています、いかがでしょうか。

最有力候補地とされた関係地域では、かつて産業廃棄物の大規模な不法投棄事件があり、現在も廃棄物が不適正な状態で放置されたままです。とりわけ不法投棄の現場の地区では処分場自体に対するアレルギーが強く、強烈な反対理由となっていますが、この問題解決に向けた県の積極的な関与を強く求めるものです。この懸案を解決できるかできないかは処分場問題の成否を分けるポイントになる可能性を含んでいます、いかがでしょうか。

さて、それにしても産業廃棄物処分場についての県民の関心度、認知度が驚くほど低い現状には愕然とする思いです。したがって県民のほとんどは公共関与という名の県の重要施設である産業廃棄物最終処分場が県内に唯一、大和町鶴巣小鶴沢地区に所在し、県内全域から日常的に搬入、埋立て業務が行われていること自体ほとんど全く知られていない現状は、たとえ歯がないとしても、甚だ歯がゆく残念でなりません。県民の全体利益のため、公共関与の産業廃棄物処分場が担っている現状や役割、実績等に関して県民に周知し認識してもらうことは極めて重要かつ不可欠なはずです。長期に及び処分場を受け入れている地域住民が広く県民から感謝され、相応に報われるような状況をつくれなければ今後このような施設を受け入れる地域は現れないと思います。県の認識と今後の対応を伺います。

長年、県内産業と県民生活を支えてきたクリーンプラザみやぎの埋立て終了時期が迫りつつある中、新たな最終処分場の最有力候補地としての選定を受け、六月から住民説明会が重ねられてきました。私自身、ほとんど全ての説明会に出席、住民の生の思い

や懸念に耳を傾けてきましたが、地元住民の反発は予想以上に大きいものがあります。これまでの住民協議の現状と課題についての認識及び新たな処分場整備に向けた地域振興や当該地域との共生について、一步踏み込んだ対応が求められています。県の認識を伺います。

私は昨年の九月定例会において、県立がんセンターの連携・統合問題についてと題し、その一義的な目的として掲げられたがんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現に向け一般質問を行いました。これを踏まえ今回はその第二弾として、地域医療構想の推進と四病院統合・連携について質問してまいります。

さて、昨年来続くコロナ感染症への対応については、大病院から地域のクリニックに至るまで多くの医療機関の連携により対策が講じられてきました。今回の経験を通して地域医療の重要性を再認識するとともにこれを持続可能で安定的に維持していくための方策について、この際、県全体の広域を俯瞰しながら腰を据えて中長期の視点からアプローチすることが必要だと思っております。地域医療の将来を考察・展望するに当たり、国では、地域医療構想の実現、医師の地域偏在対策、医師の働き方改革というそれぞれ相互に関連する三つの施策を提示し、これを一体的に進める必要性を強調しています。具体的には、一つ、人口減少や高齢化が進む中で地域医療構想に掲げる将来の医療ニーズに合わせた病床機能や病床の確保が求められていること。二つ、医師の偏在や医師不足という問題がより深刻化する中、大都市部のような医師が多い所で更に増えている現実がある一方、それ以外では厳しい状況が続いており、この医師の偏在対策については正・改善する必要があるとされています。三つ目として、医師の働き方改革が二〇二四年に現場に適用されるとすると、医師の長時間労働によって支えられてきた我が国の医療、特に地域医療に大きな影響が及ぶことが懸念、想定されています。このような三つの関連する施策を一体的に進める取組を通じて、地域の病床機能や外来、在宅などの診療機能を含め地域の医療全体をどう再編するかを検討し、実行に移していくことが喫緊の課題となっており、その意味で私は地域医療構想の推進に向けた検討や協議を通じて、新たな段階への道筋を見出していくことが今強く求められていると思っております。このように、地域医療を取り巻く大きな変革期において限られた医療資源の中で、どのように持続可能な医療体制を構築していけるのかが問われているにもかかわらず、これま

で地域医療構想の取組が全国的に進展しなかったことから、国は平成三十年の秋に再編統合の検討が必要な病院として、全国の四百二十四の公立病院と県内では十九病院の名前を挙げています。さて、コロナ感染症への対応を通じて、地域医療が病院間の機能分担・補完・連携が極めて重要であることを経験しましたが、県民の安全安心を確保するため、持続可能で将来の医療ニーズに対応できる医療提供体制を構築していくことは県の重要な役割です。その文脈を敷衍すれば、今回の四病院統合・連携については、人口減少・少子高齢化の課題を抱えているのは仙台医療圏に限らず、県内各医療圏に共通したテーマであり、将来の備えを早急に準備する必要があると考えています。地域医療構想を推進する県として県内の現状と課題についてどのように認識しているのか、具体的に伺います。

また、地域医療構想の推進に当たり、仙南医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏が国の重要支援地域として指定され、様々な課題がある中で病院間の機能分担、連携、将来を見据えた病床削減なども進められています。重点支援区域に選定された後も医療機能の再編等の結論については、国はあくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるとしています。しかし、実際の連携や調整の局面においては、当然ながら病院間や地域間の利害、得失を完全に排除することは、実は言うべくして至難の業です。このような極めて困難な問題と対峙し、地域医療構想の推進に向き合う県の役割と取組について伺います。

さて、県が九月、政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性を公表後、賛否両論というよりはどちらかというところ、批判的なスタンスからの報道が多く散見されました。そういった中、先日開催された仙台医療圏の市町村長会議においては、「仙台市を除く十三市町村、賛同」の見出しが載りました。しかし、その賛否いずれの立場にせよ、肝腎なことはあくまでも政策医療の視点に軸足を置きながら、統合・連携の効果が深掘りされ明らかにされていくプロセスが不可欠であり、そのことが最も重要なことだと確信をしています。したがって、自治体や地域を巻き込んだ綱引きの様相を呈するような事態はぜひ避けたいものです。今回の統合・連携を通じて目指す効果とそれに基づく仙台医療圏の姿をどのように描いているのか。可能な限り具体にお示しく下さい。

さて、仙台市長は「医療圏人口の七割以上を占める仙台市の医療提供体制の議論を抜きにして再編は進められない。」と発言したとの報道がありました。その主張の客観的なエビデンスを含め、県はどのように受け止め認識しているのか、伺います。

今回の協議については、知事が、できる限り情報提供するとしている一方、県と病院設置者、東北大学による協議について、全面公開すべしとの声も聞かれます。更なる情報公開を求める声に対し今後どのように対応していくのか、県が情報開示に限界があるとする理由についても、この際、明確にお聞かせください。

県の四病院再編方針をめぐり、先日仙台市による初の懇話会が開かれました。報道によると仙台市医師会会長は「病院と診療所、患者はネットワークになっている。一つの病院が移転すると、計り知れない影響がある。」と慎重な検討を求めたとされ、市連合町内会代表は仙台赤十字病院と東北労災病院とも地域に根差しており、市中心部になくってはならない存在と強調しています。一方、再編対象の市内二病院は急性期病床が大半を占めていることを踏まえた意見として、東北大の藤森教授は「人口が減少すると急性期病床ほどニーズが減る。高齢化が進む仙台市内は、回復期、慢性期の病床や在宅医療を増やし、医療システムの流れをつくる必要がある。」と指摘。東北大病院長は「どの病院も経営環境は厳しく、単独の建て替えでやっていけるだろうか。医療提供体制の維持を考えれば合併に向かうことは理解できる。」と話したとされます。この中で特に医療需要の見通しの視点を踏まえた藤森教授の問題提起を地域医療の具体の課題としてこれをどのように受け止め、取り組んでいくのかをお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終了いたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤倉知格議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、新たな産業廃棄物最終処分場問題についての御質問のうち、住民協議の現状等と地域振興等への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

新たな産業廃棄物最終処分場の整備に係る住民説明会において、厳しい御意見をい

ただいていることは私も承知しております。しかしながら最終処分場は、県内産業の発展や県民生活の安定に不可欠な施設であり、その整備・運用には地元の御理解と御協力が大変重要であることから、今後とも地元の皆様への丁寧な説明や意見交換を重ね、整備に伴う諸課題の解決に誠心誠意努力し、整備への御理解を賜りたいと考えております。また、地元の皆様には県全体の発展に多大な御協力をお願いすることになりますので、県といたしましても大和町や宮城県環境事業公社と連携しながら県庁全体が一丸となり、地域の振興や課題の解決にしっかりと取り組んでまいります。こうした取組を通じて、将来にわたって地元の皆様との相互理解を育み、新たな最終処分場が地域と共生できるよう努めてまいります。

次に、大綱二点目、地域医療構想の推進と四病院統合・連携についての御質問にお答えいたします。

初めに、医療提供体制の現状と課題への認識についてのお尋ねにお答えいたします。急速な高齢化の進展による疾病構造の変化や医療の高度化への対応が求められる中、団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年が近づいており更なる高齢化が見込まれますが、県内の各医療圏に共通する課題として既に急性期病床が必要数を大きく上回っている一方で回復期は大幅に不足しております。県といたしましては、限られた資源の中で今後とも持続的かつ安定的な医療提供体制を構築していくためにその地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進していくことが重要であると認識しております。今回検討に着手いたしました四病院の統合・合築は、この課題の解決のための大きな一歩と位置づけておりますので、ぜひとも実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、四病院の統合・連携で目指す医療政策上の効果と仙台医療圏の姿についての御質問にお答えいたします。

四病院の統合・合築については、将来を見据え、仙台医療圏を中心としながら、県全体の政策医療の課題解決を目指すものであります。がん医療のニーズ変化に対応したがんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現、救急搬送時間の短縮、県南地域の周産期医療体制の強化、精神医療センターの改築と身体合併症のある患者への対応力の向上、災害医療体制の強化、新興感染症への備え、医師の偏在の解消など、政策医療の

課題解決につなげるとともに、仙台医療圏全体にとって持続可能で良質な医療を安定的に供給できるように、地域バランスの取れた医療提供体制を目指してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱一点目、新たな産業廃棄物最終処分場問題についての御質問のうち、自然災害の不安に向き合う住民感情への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

新たな産業廃棄物最終処分場の最有力候補地につきましては、平成二十七年関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風などの被災状況も確認し、最終処分場の整備・運営において大きな支障はないものと判断し、大和町鶴巣地区を選定いたしました。その上で、住民説明会では水害が繰り返し発生することへの強い不安や懸念の声が多く寄せられ、県としても大きな地域課題だと認識しております。県といたしましては、今後とも最終処分場の安全性等に関することだけではなく、自然災害の不安も含めた地域課題についても十分に御意見を伺い、地元の皆様としつかりと向き合い全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、道路状況に対する認識についての御質問にお答えいたします。

最有力候補地周辺では、土砂採取のための大型車両の往来に加え、渋滞する県道を避けて町道を通る一般車両が多く、住民説明会でも交通安全対策の強化や交通渋滞の解消などを求める御意見が出され、これまで地域が抱えてきた課題の一つと認識しております。このため、新たな最終処分場へのアクセスルートについては現道利用だけでなく地域の御負担を極力軽減できるよう、集落が連担する地域を避けた新しいルートも検討しており、今後改めて地元の皆様にお示しし、御意見を伺うこととしております。

次に、現在の最終処分場の跡地利用についての御質問にお答えいたします。

現在の最終処分場、クリーンプラザみやぎがこれまで長きにわたり安定した運営ができたのは、地元の御理解と御協力のたまものと深く感謝しております。このため、最終処分場としての役割を終えた跡地については地元とよく相談の上、地域の振興や活性



化のために活用すべきだと考えております。現在、宮城県環境事業公社では大和町や地元関係者などとの意見交換を行いながら跡地利用の方向性を議論しており、埋立て終了後、順次活用を進めることとしております。クリーンプラザみやぎの跡地利用については、今後とも最終処分場の運営主体である環境事業公社が検討し、取り組んでいくべきものと考えておりますが、県といたしましても地元の御理解がいただけるようできるだけ早期の着実な取組を求めていくとともに、跡地を含む地域全体の振興に取り組んでまいります。

次に、新たな最終処分場の運用期間についての御質問にお答えいたします。

昭和五十四年度に埋立てを開始したクリーンプラザみやぎは、バブル経済の影響もあり、当初の埋立て計画量を超える埋立て需要が生じたため、地元の同意をいただきながら、埋立地を段階的に拡張してまいりました。新たな最終処分場の運用期間については、有識者などによる議論を経て策定した最終処分場整備基本方針において、全国の公共関与型最終処分場の埋立て計画期間の平均である二十年を目安とすることとし、地元の皆様にも御説明しております。産業廃棄物の発生量及び埋立て量は景気動向や大規模災害の有無、廃棄物関連技術の進展などにより変動することから現時点で新たな最終処分場の運用期間を確定的に申し上げることは困難ですが、整備に対する地元の御理解が得られた後には、環境事業公社において二十年間の埋立て期間を基本とした施設の設計などを行ってまいります。

次に、県の地元への貢献についての御質問にお答えいたします。

最終処分場の整備・運営に当たっては、地元の御理解と御協力が大変重要であります。このため県では、整備に伴う諸課題の解決はもとより従前からの地域課題についても、庁内に関係部長等を構成員とする連絡調整会議を設置し、解決に向けた検討を重ねております。具体的には、最有力候補地へのアクセスルートについては、交通安全対策や渋滞緩和対策等を前提とした現道利用だけではなく、地元の御意見を踏まえ新たなルートも検討しているところです。また、風評被害を懸念する農業者に対しては、アンテナショップやインターネットを活用した情報発信の強化や販売促進などの支援策を検討しております。更に、令和元年東日本台風では吉田川の背水の影響を受ける西川、小西川などで浸水被害が発生しており、治水上の重要な課題があると認識していることから、

国による吉田川の改修と調整を図りつつ、河道掘削などにより流下能力の向上に取り組んでまいります。

次に、産業廃棄物の放置についての御質問にお答えいたします。

最有力候補地の周辺では、平成二十六年に産業廃棄物処理業者が事業場の隣接地に産業廃棄物を不法投棄したことが発覚しました。県は、不法投棄された廃棄物については全量撤去させ、当該事業者の産業廃棄物処理業の許可を取り消すなど、事業者に対し廃棄物処理法上取り得る措置を講じてまいりましたが、事業場内には当該事業者が処理すべき廃棄物がいまだに残されております。住民説明会においても、地元の皆様からは残された廃棄物の早期撤去を求める御意見が多く寄せられました。県といたしましてはこの御意見を重く受け止め、問題の早期解決に向けて努力してまいります。

次に、最終処分場の現状や役割、実績等の周知についての御質問にお答えいたします。

環境事業公社が運営するクリーンプラザみやぎは県内唯一の公共関与の最終処分場であり、これまで四十年以上にわたり県内で発生する産業廃棄物を安定的に受け入れ、適切に埋立て処分してきました。また、東日本大震災における災害廃棄物の受け入れや、令和元年東日本台風における稲わらの仮置き場など処理困難物が大量に発生した場合の受け入れについても多大な貢献をしてきました。このように当該施設を円滑に運営できたのも地域住民との信頼関係を構築しているからであり、その上で県内産業の発展や県民生活の安定に大きく貢献してきたものと認識しております。県といたしましては、公共関与の産業廃棄物最終処分場が果たしている役割や貢献等について、今後地域住民の方々の思いにも配慮しながら、積極的に情報発信することにより広く県民の理解促進に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱二点目、地域医療構想の推進と四病院統合・連携についての御質問のうち、地域医療構想を推進する県の役割と取組についてのお尋ねにお答えいたします。

地域医療構想の実現には医療圏内の医療機関の連携が必要であり、広域的な調整などが県の役割であると認識しております。そのため県では各医療圏の地域医療構想調整会議のほか、地域の医療関係者との意見交換の機会を通じて御意見を伺いながら、地域の課題解決に取り組んでおります。具体的な取組としては、仙南医療圏ではみやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院との機能分化と連携を進めてきたほか、石巻・登米・気仙沼医療圏では登米市の三病院の病床機能再編の取組を進めてきました。更に、地域医療介護総合確保基金を活用した病床機能の転換等への補助や医療コンサルタントの活用により各病院が抱える課題を解決するとともに、地域で必要な役割を担っていくための支援にも取り組んでいるところです。今後とも関係機関との連携を深め、地域の実情を踏まえながら地域医療の確保に努めてまいります。

次に、仙台市長の発言に対する受け止めと認識についての御質問にお答えいたします。

仙台市の医療提供体制に及ぼす影響が考慮されるべきことは当然ですが、県としては、仙台医療圏及び全県の視点から均衡が取れて全体の質が向上する医療提供体制の整備を図りたいと考えております。仙台市の人口は、仙台医療圏の約六六％、県全体の約四六％を占めておりますが、入院を要する医療や救急、周産期などの高度な医療、更には災害医療などの体制整備は広域的観点で確保すべきものであります。一例を申し上げますと、仙台市では仙台市内の災害拠点病院の数が人口集積度に比べて少ないと分析しておりますが、災害医療は広域的観点から地域バランスと連携を充実すべきものと考えております。県といたしましては人口規模のみによるのではなく、仙台医療圏や県全体としての均衡にも配慮した総合的な医療提供体制の充実を目指してまいります。

次に、情報公開についての御質問にお答えいたします。

情報公開への対応については、今後関係機関との協議を重ねていく過程で新しい病院の具体的な姿などが固まりましたら、市町村や医療関係者を含め地域の皆様にその都度できる限りの情報提供に努めたいと考えております。また、関係者間の協議の内容については、少子高齢化社会を踏まえた病床規模等の経営的判断、現有施設の老朽化や競合病院の立地を踏まえた今後の事業展開の検討、将来に向けた雇用や人材育成の方針など、総合的な意思決定が必要となりますので、協議の具体的内容を公開することは非常

に困難であることを御理解願います。なお、情報開示につきましては県情報公開条例に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域医療が抱える課題に対してどのように取り組んでいくのかについての御質問にお答えいたします。

さきに開催された仙台市の懇話会に際しては、少子高齢化による医療ニーズの変化や医療連携の必要性、病院の統合に理解を示す発言など、地域医療構想を踏まえた意見があったと聞いております。今回の統合・合築はそのような問題意識から提案しているものであり、県としては仙台市の意見も十分に踏まえながら四病院の統合・合築を通じた課題解決に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱一点目、新たな産業廃棄物最終処分場問題についての御質問のうち、県道塩釜吉岡線の改良整備等についてのお尋ねにお答えいたします。

大和町鶴巣地区の県道塩釜吉岡線は仙台北部中核工業団地群への主要なアクセス道路となっており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が著しいことから、周辺道路を含めた交通環境の早急な改善が必要であると認識しております。このため県では、当該地区の円滑な交通の確保に向けて、県道塩釜吉岡線については車橋架け替えに伴う町道交差点の改良や落合舞野交差点の右折レーンの増設などを進めてきたところであり、県道仙台三本木線については今年度から善川橋を含め四車線化の設計に着手したところであります。県といたしましては、引き続き当該地域における交通状況の変化を把握するとともに、大和町や地域の皆様の御意見を伺いながら、効果的な渋滞対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） 御答弁いろいろありがとうございます。

それで産業廃棄物問題について追求したいと思えます。跡地利用についてなんですけれども、基本的にやはり宮城県環境事業公社が中心になって今後跡地の利用計画を検

討していくと。県としてもそれを側面からバックアップするような方向での答弁だったんですが、質問でも申し上げましたとおり、住民説明会に私もずっと出席をさせていただいて、住民の生の声を聴いてきたわけでありますけれども、県の担当とそれから公社の幹部の方も出席をして住民の質問に答弁をするという形の意見交換の形態を取っていたわけですが、公社の方々の意識と県の担当者の意識の違いというんでしょうか、乖離というんでしょうか、やはりちよつと違うなという感じがいたしました。ですから跡地利用の話をしなくても、やはり公社の方々というのは、そのことについての何とていいますか、責任感というか、責任の重さといえますか、その受け止めが若干希薄なのかなという感じがいたしております。前回の私の質問に対しても公社に対してその跡地利用等々含めて県として助言をしていくというレベルの回答だったわけですが、やはりそれではもう一歩足りないなど、なかなか住民の方々の理解も得られにくいなという印象を私、強く持ったものですから、あえてこの問題はまた取り上げさせていただいたわけですが、更にもう一歩踏み込んで、やはり県の関与ということをしていただくことによつて、小鶴沢地区地域住民もそうですし、小鶴地区全体もそうですし、今後の新しい処分場、このことを想定しても、やはり受け止め方が変わってくると思うんです。そういうことは実は大きなテーマだと私は思っております、お聞きしておりますが、もう一歩踏み込んだところで答弁があればと思っておりますが、お願いをいたします。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 跡地利用についての県と公社との関わりについてということの御質問でございました。さきの議会では、確かにその跡地利用を進めるために県としては側面的に助言等を行っていくとお答えいたしました。今回は先ほど議員から御質問のありましたとおり、住民説明会での反応・意見というのもありましたので、公社に対してはできるだけ早期の着実な取組を促してまいりたいと思っておりますし、この産業廃棄物処分場の跡地利用がいずれ地域振興、あるいは地域活性化につながっていかねればいけないと考えております。そういった点では、公社だけに委ねるわけではなくて、これは県も関与していかなければいけないと思っております。なお、御指摘の点については十分我々県としても意識しながら、関係していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君）　それから産業廃棄物の処分の埋立て期間の問題ですね。二十年というところで、現在のクリーンプラザ、当初の話ですが、やはり拡張の必要に迫られて、地域住民との相談の結果、延長、延長で四十三年目に入ってきたという説明もあって、そのとおりなんです。やはりそのことも、この二十年、あるいは今までの小鶴沢地区の実態を見て、地域住民の方はまたぞろ同じような状況になるのではないかと不安を持っているんですね。ですから、もう少し住民説明会でもそのことをもう少し安心させていただければ……。説明の工夫といえますか、そういったことがあってもいいのかなということをいつも感じておりました。そのことについて、一言あればお願いしたいと思います。

○議長（菊地恵一君）　環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君）　説明の拙さというのがありまして、なかなか理解が進まないということであろうかと思いますが、令和元年十一月に策定いたしました宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針の中でも、公共関与の最終処分場は二十年を目安とするということもうたわれておりますし、他県の状況も見ましても大体その二十年というのが一つのタイプになっております。そういうこともありますので現時点においては、やはりこれを基本といたしまして設計を組まざるを得ないということがありますので、そこはぜひ、地元の方にも御理解いただきたいと考えております。

○議長（菊地恵一君）　五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君）　それから処分場の候補地周辺、しかもその直近の現場近くの行政区の方々がやはり相当強烈なアレルギーを持っておりまして、それには先ほど答弁もいただいたんですが、不法投棄がかかってあつてそのことに対する不安というのを強く持っております。努力していくという答弁があつたんですが、新たな最終処分場のことも念頭に置きながら、もう少し深く関与して、県の努力によって、県はここまで踏み込んでやってくれたと、難しいこの不法投棄の現場を動かしてくれたと感じてもらえるような踏み込みの仕方、地域住民はそれを見ているんですね。決意というか踏み込みの仕方といえますか、そのことについて、もう一度の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菊地恵一君）　環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 不適正処理については、大きく二つに分けなければいけないと思っております。一つは不法投棄された件でございます。これは先ほど答弁申し上げましたとおり、平成二十六年当時発覚いたしましたして、不法投棄された廃棄物につきましては全量撤去してもらったというところであります。もう一つのほうですが、今の事業場に保管されております残地廃棄物です。これにつきましては平成二十七年以降、飛散防止の未然防止対策を講じるなど指導を行ってまいりまして、ある程度当時より保管状況は改善されたと感じております。ただ、それでもなおかつ今回の住民説明会の中では早期全量撤去というような御意見が寄せられたということがありますので、法制度内で県としてできるところ、あるいはその他の手法も含めて可能な限り対策を講じられるよう考えてまいりたいと思えますし、まずは法制度の中で廃棄物の撤去を厳しく指導してまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） もう一つなんですけれども、いわゆる今のクリーンプラザみやぎ小鶴沢地区で、四十三年を迎えるような歴史を刻んで、県民利益・全体利益のために本当に貢献をしてきた、尽くしてきたことは間違いないわけで、それは答弁でもそういう答弁になるんですが、それほどの貢献あるいは実績を積み重ねてきた長年の歳月がありつつも、この宮城県の中での大和町の鶴巢の小鶴沢地区にあるということを県民のほとんどが知らないということなんですよ、問題は。知らないから感謝のしようがないですよ。それはもう少ししっかりとした広報をしなければ。やはりこの地域の方々に、県民全体利益のためにこれほど迷惑をかけながら貢献してもらっているんだということを知ってもらうこと、その取組を、広報を。もう一段踏み込んでやっていただく必要があると思えますよ。それも、今後の処分場の問題につながってくる話なんですよ。そのことについて、もう一回答弁いただきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） クリーンプラザみやぎが果たしてきた役割なり貢献、これは大なるものがあると申し上げましたが、これは地域住民の方々への支え、御理解、御協力があったと深く感謝しておりますし、感じているところでございます。こういったところで、より強く積極的に広報、情報提供してほしいということですが、

我々県としてもその思いは同じでありますけれども、ただ、ちよつと気にしなければいけないのは、地域住民の思い、感情、そこをどう捉えるかということもありますので、そこはこれから情報発信するときはよく地域の方々々と相談しながら対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） いや、それはもちろんそうなんですけれども……。先ほどの跡地利用の話にしたって住民とも協議をしている、あるいは相談している、今後そういったことを煮詰めていくというような話もしてましたが、なかなか地元の方々はそのう受け止め方、しませんよ。やはりもう少し丁寧で、もう少し緻密な取組を、地元の共感が得られるような、そういう踏み込んだ対応がもうそろそろ求められていると思っておりますので、その辺強く要望しておきたいと思っております。

それから病院の再編問題なんですけれども、今回の議会での再編問題についての質問、答弁も聞いておりましたし、私自身も指摘をさせていただいてきたわけですが、地域医療構想の推進、医療提供体制の構築、これをしっかりと進めていかなければならない。しかし、そのことを進めるということによって、大きな二つの仙台市の病院がその構想どおりいきますと、なくなるということをイコールで意味するわけですから、そのことを突きつけられる仙台市側、関係者にとってみればこれは大きな問題と言って当然なことですよ。だからこそ、今後の取組の中で、情報提供にしろ意見交換・調整にしろ、やはり相当踏み込んで、気を遣いながら、配慮しながら進めていかなければならないということなんです。そのことを改めて腹に据えて臨んでいただきたい。あつたものがなくなる危機意識・危機感、これは今までなかった所に新しくやってくるということとはまるつきり違うわけですから。その辺をしっかりと受け止めて進めていただきたい。もう一回、知事のその辺りへの配慮に向けての決意をお伺いしたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 何度も申し上げておりますが、これは宮城県だけで完結する問題ではなくて、民間の二つの病院が関係するということでもありますので、どこまで情報公開しているのかということも含めながら。ただ、おっしゃっていることは趣旨としては私も十分理解できることですし、当然のことだと思いますのでしっかりと心に留めな



がら、気を遣いながら対応してまいりたいと思います。